

2015年8月政情（内政・外交）

1 内政

（1）非常事態宣言

11日、大統領府はエルニーニョ現象の影響による水不足に伴い、パナマが非常事態（Estado de Emergencia）に入ったことを宣言した。喫緊の対策として、庭や公共スペースにおける飲用水を使用した撒水が禁止されるほか、農業用水、芝生・ゴルフ場等の撒水、ならびに景観目的での水の利用にかかる新規申請が禁止される。その他、節水のためのキャンペーンの実施が発表された。

（2）地方分権化の推進

19日、バレーラ大統領は全国78の市長との間で、2009年地方分権化法（注：マルティン・トリホス政権末期に成立した地方分権に関する法令であるが、その後施行されることはなかった）の改正につき協議を行った。右は、現在国税として徴収されている不動産税約1億7,500万ドルを地方財政費として確保し、2016年1月より各自治体の規模に応じて配分しようとするものであるが、一部の自治体からは交付金額の少ないことにつき不安の声が上がっている。政府は本件法案につき、本年10月までに可決することを目指すとしている。

（3）司法キャリア採用法案

27日、バレーラ大統領は、司法キャリア採用法案への署名を行った。これまでパナマにおいては司法府職員の明確な採用基準が存在していなかったところ、今般、その採用試験や昇進を正式に定める法令が成立した。同法には司法府の職員が違反を犯した際、その裁判を専門に行う特別公正裁判所（Tribunal Especial de Integridad y Transparencia）の設置も盛り込まれている。バレーラ大統領は、本法案の成立はパナマにおける司法府のプロフェッショナル化及び近代化の第一歩となると発言した。

2 外交

（1）インカピエ外務次官のキューバ訪問

ア 12日の週、「イ」外務次官はキューバを訪問し、シエラ同国外務次官との間で、社会、文化、教育及び通商分野における協力関係につき協議を行った。

イ また「イ」外務次官はカリカルテ同国外国貿易・外国投資次官と会談し、近々パナマ企業関係者を交えて行われる通商会合に関し協議を行った。

（2）第1回パナマ・ホンジュラス二国間協議

12～13日、インカピエ外務次官は、当地を訪問したオチョア・ホンジュラス外務次官との間で、第1回パナマ・ホンジュラス二国間協議を行った。本協議においては両国間の良好な関係が強調されたほか、両国各機関の協力のためのプロセスが進められた。

（3）パナマ・韓国外相会談

19日、サイン・マロ副大統領兼外務大臣は、当国を訪問した尹韓国外交部長官との間で会談を行った。同会談においては、社会、通商及び海事分野における関係強化につき協議が行われた。

(4) 尹韓国外交部長官のバレーラ大統領表敬

19日、バレーラ大統領は尹韓国外交部長官より表敬を受け、両国関心事項につき協議を行った。「バ」大統領及び尹長官は、二国間、地域及び国際場裡において、より多くの協力を追求することで一致した。

(5) サイン・マロ副大統領兼外務大臣の第7回 FEALAC 外相会合参加

21日、サイン・マロ副大統領兼外務大臣は第7回 FEALAC 外相会合に参加し、教育及び文化に関する3つのプロジェクトを提案したほか、地域人道支援センター設置計画の進捗状況について報告を行った。また「サ」外務大臣は、コロンビア、コスタリカ、ウルグアイ、インドネシア及びベネズエラの外務大臣とそれぞれ会談を行った。

(6) パナマ・ベルギー外相会談

26日、サイン・マロ副大統領兼外務大臣は当国を訪問したレンデルス・ベルギー副首相兼外務大臣との間で会談を行った。両国大臣は、治安、食の安全及び社会保障分野における二国間・地域的課題の見直しを行ったほか、二重課税防止条約締結交渉を再開するとした上で、近々政策協議を開始することで合意した。

(7) コロンビア・ベネズエラ国境紛争にかかる声明の発出

30日、当国外務省は、コロンビア・ベネズエラ国境紛争について、両国に対話を促す旨のプレスリリースを発出した。31日には、OAS 常任理事会特別会合にてコロンビア・ベネズエラ国境紛争に関する外相会合開催の可否についての投票が行われた際のパナマの投票態度（棄権）に関するプレスリリースを発出し、両国の歩み寄りのための対話の促進に協力する意思を改めて表明した。